特　記　仕　様　書

・事　業　名　令和８年度　糸数城跡保存修理事業
・業　務　名　令和８年度　糸数城跡石垣除草業務委託
・業務場所　南城市玉城字糸数地内（糸数城跡）
・履行期間　契約締結翌日から令和９年２月 26 日（予定）

第 1 章　総　　則

（目的）
第１条　本仕様書は、南城市教育委員会（以下「甲」という。）が実施する令和８年度糸数城跡石垣除草業務を委託するものである。本業務は、国指定史跡「糸数城跡」の石垣に繁茂する樹木や雑草等を適切に除草・除去し、史跡の景観保持、植物の根による石垣の崩壊防止、および文化財の適切な保存管理を図ることを目的とする。

（着手届等の提出）
第２条　受託者（以下「乙」という。）は業務の着手及び完了にあたって南城市の定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
（イ）着手届　（ロ）完了報告書　（ハ）業務成果物引渡書

（作業確認）
第３条　乙は、必要な作業段階のうち特記仕様書又は、あらかじめ甲の指示した箇所については、甲の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。
2. 除草剤等を使用する場合は、事前にその種類や散布、周知方法等について甲の確認・承認を受けること。

（作業管理）
第４条　乙は、作業実施にあたり、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
2. 乙は、作業対象地区が国指定史跡であることに留意し、現場作業中は事故のないよう注意を払うとともに、遺構に損傷を与えないよう十分に配慮すること。
3. 見学者や一般観光客の安全を最優先とし、作業時は誘導員の適宜配置や立ち入り禁止表示、安全コーンの設置等を行うこと。
4. 業務の履行にあたっては、事故の防止に万全を期すとともに、高所作業や急傾斜地、足場の悪い石垣での作業における墜落防止や、第三者に損害または危害等が及ばないよう十分に注意しなければならない。また、作業時にはヘルメット、安全帯等の安全用具の着用を義務付けること。

（官公署等への手続き）
第５条　伐採・除草作業のために必要な関係官公署その他に対する諸手続きは、乙において迅速に処理しなければならない。

（損害賠償）
第６条　乙の責任により生じた損害は全て乙の責任において処理し、これにかかる費用は、原則として乙が負担するものとする。

（後片付け）
第７条　乙は、現場内に仮設物等を設置した場合は、責任を持って撤去及び処分しなければならない。

（検査及び完了）

第８条　業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。但し、完了後といえども誤謬点が発見された場合においては、ただちに修正又は再作業を行うものとする。

2. 成果品は、全て甲の所有とし、甲の承諾なしに公表又は貸与してはならない。

（その他）

第９条　本仕様書に定めない事項又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合、そのつど監督員と協議し業務を実施する。

第２章　業　務　内　容

（業務範囲・処理方法）

第10条　業務の範囲および処理方法は次の項目とする。

（１）伐採対象範囲

南のアザナから東のアザナ間の石垣の隙間や表面に生えた樹木、灌木、雑草の伐採、集積、処理作業

（２）処理方法

①樹木は、石垣を傷つけないよう根元から丁寧に切断する。

②根の除去について、石垣の構造に影響を及ぼす恐れがある場合は、甲の指示を受けること。

③発生した草木等の伐採くず（発生材）は、速やかに城跡外へ搬出し、適切に処分すること。

（成果品）

第 11 条　乙は、作業の完了後、速やかに書類を点検整備して所定の手続きをとり、以下の成果物を納入する。

（１）作業状況写真（作業前、作業中、完了時の状況）

（２）その他必要な書類

（納入場所）

第 12 条　本成果物の納入場所は南城市教育委員会文化課窓口とし、納入にあたっては甲の検査に合格したものを成果物とする。